

令和8年度在学採用 日本学生支援機構給付奨学金及び授業料免除の出願について

1. 給付奨学金制度の趣旨等について

給付奨学金案内(以下、「案内」)2ページの「知っておいてほしいポイント」参照

- ・日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度(以下、「新制度」)のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するもの。
- ・給付奨学金支給対象の学生は、授業料等の免除も受けることができる。

2. 給付奨学金支給額、授業料等免除額について

給付奨学金支給額は案内15ページを、授業料等免除額は案内37ページを参照

3. 新制度の支援要件及び選考基準について(案内6～14ページ参照)

以下の要件についていずれにも該当する者

- (1) 大学等への入学時期等に関する要件
- (2) 学業成績等に係る基準
- (3) 家計に係る基準
- (4) 在留資格等に関する要件(日本国籍でない場合)

4. 学業成績等に係る基準について

1回生 (令和8年度の 入学者)	案内8ページ「表1」在籍年数「入学後1年を経過していない人」欄参照 学業成績等に係る基準①～③の <u>いずれかに該当する者</u>
2回生以上 (令和7年度以 前の入学者)	案内8ページ「表1」在籍年数「入学後1年以上を経過した人」欄参照 次の①か②の <u>いずれかに該当し</u> 、【廃止】の区分に該当しない者 ①累積単位による GPA(平均成績)^{※1}等が上位 1/2 以上^{※2}であること GPA の計算方法: $\text{※1 GPA} = \frac{\text{(履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目のGP}^{\text{※3}}\text{) の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$ ※2 教育学部生全体での順位又は学年・専攻別での順位 ※3 GP=グレードポイント(秀 4、優 3、良 2、可 1、不可 0) ②次の(ア)(イ)いずれにも該当すること (ア) 累計の修得単位数が標準単位数^{※4}以上である場合 ※4 標準単位数=卒業必要単位数÷修業年限×申請者の在学年数 (1回生終了時:34単位、2回生終了時:68単位、3回生終了時:102単位) (イ) 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できる場合

5. 家計の経済状況に関する要件(収入及び資産についての要件)

収入・所得の上限額の目安:案内9ページ参照

日本学生支援機構HPに掲載の進学資金シミュレーターで支援区分の推定可能

6. 申請の流れ

1. 案内等受け取り 窓口配付 大学HPからダウンロード	①給付奨学金案内（スカラネット入力下書き用紙） ②必要書類一覧兼チェックシート ③大学等への修学支援の措置に係る学修計画書（記入例） ※記入例のみ印刷・配付。Word ファイルは大学 HP からダウンロードすること ④【重要】奨学金確認書兼地方税同意書の提出方法
2. 必要書類の取得・作成	・ <u>生計維持者への確認や、新入生は高校の調査書の取得などに必要な日数を逆算して準備すること</u>
3. 大学への書類提出 奨学金確認書兼地方税同意書・ スカラネット入力用識別番号の受け取り	・上記②必要書類一覧兼チェックシートと、チェックした全ての書類を提出 ・窓口で、奨学金確認書兼地方税同意書のセット受け取り ・窓口で、識別番号（ユーザID・パスワード）受け取り
4. スカラネット入力	・記入した「スカラネット入力下書き用紙」の内容を正確に入力 ・入力完了後、受付番号をスカラネット入力下書き用紙に転記 ・マイナンバー提出用サイトへログインし、マイナンバーを提出
5 奨学金確認書兼地方税同意書の郵送	・奨学金確認書兼地方税同意書を専用封筒に入れて、郵便局の窓口から簡易書留で郵送
6. 追加書類の提出など	・個別に電話・Live Campus（メール）等により連絡を行うので、速やかに対応を。 ・応答が無い場合、大学から日本学生支援機構への推薦手続きを行わない ※ <u>マイナンバー書類に不備があれば日本学生支援機構から本人に連絡がある。</u>

7. 申請期間

期間	在学採用（春）	全学年	4月15日（水）～22日（水）（ただし、土日を除く。）
	在学採用（秋）	全学年	10月1日（木）～10月7日（水）（ただし、土日を除く。）
時間	8:30～17:00（ただし、12:30～13:30を除く。）		
場所	学生課①番窓口		
注意	・原則、学生本人が窓口持参により申請すること。 ・特別な理由により、上記期日までに学生本人が申請できない場合は、必ず事前に学生課へ連絡すること。 ・事前に連絡が無く、期間中に申込みしない場合は、いかなる理由であっても一切申込みを受け付けない。		

8. 家計急変者を対象とした支援について

予期できない事由（生計維持者の死亡、事故又は病気、失職、災害に被災した場合など）により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合は、家計急変採用に申請できる場合があるので、上記の申請期間に関わらず、事由が発生してから3か月以内のなるべく早い時期に、学生課①番窓口にご相談に來ること。

9. 申請書類について（必要書類一覧兼チェックシート参照）

※提出時に書類の記載内容について説明を求めることがある。申込者本人がその内容を熟知しておくこと。

※必要な書類が未提出の場合は、選考の対象から除外することがある。やむを得ない事情により、提出日に必要な全ての書類を準備できない場合は、その理由や準備できる日付等を申込時に申し出ること。

(1) 奨学金確認書兼地方税同意書 → 提出方法を確認すること。

(2) 大学等への修学支援の措置に係る学修計画書 → 全員提出

(3) スカラネット入力下書き用紙（以下、「下書き」）の注意事項

「希望する奨学金」の背景が赤の部分(4ページ以降の一部分)は貸与奨学金の申込に関する部分。

給付奨学金のみ申し込みの場合は、赤の部分は斜線を引くこと。

貸与奨学金も同時に申し込む場合は、赤の部分も漏れなく記入すること。

・「あなたは専攻科または別科に在学していますか」(下書き5ページ参照) → 「いいえ」で回答

・キャンパスのある住所は次で入力(下書き6ページ参照)

→ 〒612-0863 京都府京都市伏見区深草藤森町1番地 ※〒612-8522 は自動入力不可

・自宅外通学の注意(下書き6ページ・案内15ページ参照)

→ 申請時点で5要件に1つも該当しなければ、自宅外でも自宅通学(またはこれに準ずる)

・給付奨学金の受給の停止(下書き7ページ参照)

→ 他団体の給付奨学金受給者は、日本学生支援機構の給付奨学金との併給可否を、大学又は団体等に確認すること。

大学経由で申請した奨学金 → 大学に確認 / 個人申請の奨学金 → 各自で団体等に確認

・生計維持者と一人親家庭の考え方(下書き13~16ページ・案内12~13ページ参照)

→ 離婚調停中ではないが、父又は母が別居中で支援が一切無い場合は要相談。

・資産の額(下書き15ページ・案内9ページ参照)

→ 申請時点の現金(タンス預金含む)、預貯金、金銀、投信、証券等の合計額を記入すること。

→ 住宅ローン、借金や今後の支出予定(クレジット等)で相殺してはいけない。

→ 入力の単位は「万円」のため、入力する桁数に注意すること。

10. 採用通知と初回振込予定日

・採用された場合の初回振込日は以下の予定(審査状況により変動の可能性あり)。

在学採用(春)・・・6月11日(木) 在学採用(秋)・・・12月11日(金)

・日本学生支援機構からの通知が届き次第、個別に Live Campus にて連絡する。振込より後になる見込み。

・採用された場合、在学採用(春)は4月から、在学採用(秋)は10月から初回振込月までの分がまとめて振り込まれる。

・金融機関名や口座番号に誤りがある場合、本人名義以外の口座を指定した場合は振込予定日に振り込まれない。

11. 多子世帯の支援について(案内17ページ参照)

生計維持者の扶養する子どもの数が3人以上である世帯を対象に、授業料及び入学金(1回生の在学採用(春)申込時のみ対象)が免除される。

※申込者本人が「多子世帯に属している」場合のみ対象になる。

「多子世帯に属している」かどうかについては、案内17ページを確認すること。

12. 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額について(下表及び案内18~20ページ参照)

給付奨学金を受給する場合、第一種奨学金(無利子貸与)の貸与月額は、申込時に選択した貸与月額(又は既に貸与中の月額)に関わらず、下表のとおり調整される。※第二種奨学金(有利子貸与)は調整されない。

①多子世帯支援拡充の対象者でない場合

支援区分	第一種奨学金貸与月額	
	自宅通学(月額)	自宅外通学(月額)
第Ⅰ区分・第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	20,300円	13,800円
	(25,000円)	

※カッコ内の金額は生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人

②多子世帯支援拡充の対象者である場合

支援区分	第一種奨学金貸与月額	
	自宅通学(月額)	自宅外通学(月額)
第Ⅰ区分(多子世帯)～ 第Ⅳ区分(多子世帯)	0 円	0 円
多子世帯	300 円	6300 円

13. 採用後の手続き等

- ・諸手続きの方法は、説明会または学生課①番窓口にて説明する。
- ・説明会等の時期は、Live Campus でお知らせをする。
- ・諸手続きを行わなかった場合、給付奨学金や授業料等免除の受給資格を失うことがある。

(1) 家計の適格認定(基準:採用時の家計の経済状況に関する要件と同じ):案内35ページ参照

【資産】毎年春に申告により実施、基準外の場合は10月から1年間支給停止

【所得】毎年夏に日本学生支援機構がマイナンバーで所得状況を確認、10月から支援区分見直し

(2) 学業の適格認定:案内35～36ページ参照

原則、学年末に学業成績等を確認し、継続、警告、停止、廃止の判定が行われる。

14. 令和8年度授業料等免除の申請について

- ・授業料等免除の申請は、スカラネット入力をもって受け付ける。下書き4ページの設問「高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)を希望しますか。」で、「希望します」を選択すること。
- ・授業料等免除の可否については、給付奨学金の採否と連動して決定する。決定次第、Live Campus に登録した本人住所宛てに通知文書を発送する(前期は6月、後期は12月頃予定)。
- ・在学採用において入学料免除の対象となるのは、入学後6か月以内の採用者のみ。2回生以上や、1回生も在学採用(秋)では対象とならない。
- ・Live Campus の本人住所について、必ず最新のものであること確認しておくこと。
- ・可否が決定するまで授業料の徴収は猶予される。結果通知があるまでは授業料を納付しないこと。

15. その他

- ・虚偽の申請は採用取消、支給金額の140/100を一括返金し、授業料等免除の資格喪失となる
- ・提出された書類は奨学生選考の審査とそれに係る手続きに使用し、他の目的には使用しない。
- ・不明点は申請者本人が問い合わせすること。

<問い合わせ>

学生課①番窓口(Tel:075-644-8559)

受付時間8:30~12:30 13:30~17:00

<土・日・祝日・夏季休業、年末年始を除く>